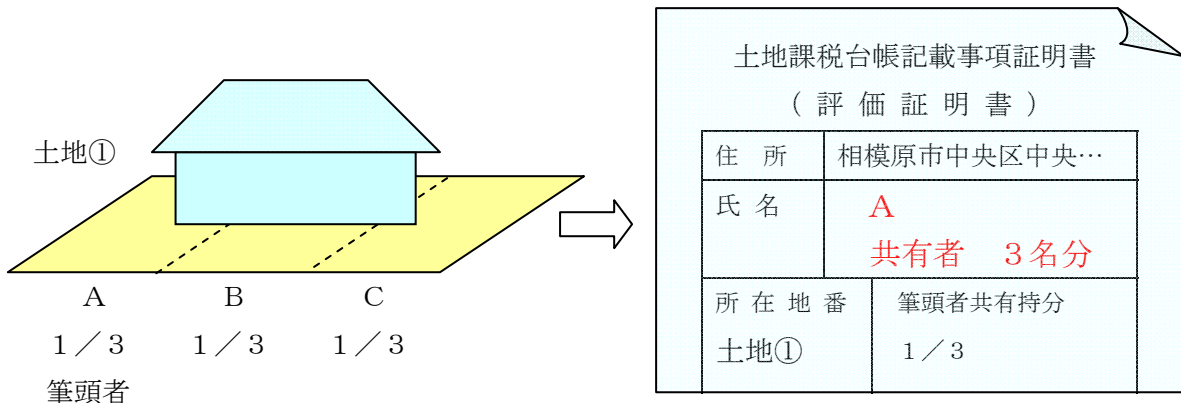


● 土地・家屋の所有が共有名義の場合の注意点

1 固定資産 評価証明書・公課証明書等の納税義務者欄は、筆頭者名が記載されます。

例：筆頭者をAとする3人名義の土地の場合、共有構成者BまたはCが証明書の申請者であっても、共有構成者の氏名は記載されず『A 共有者3名分』と記載されます。

※ 共有構成者の氏名や持分割合等については、法務局発行の登記事項証明書等でご確認ください。



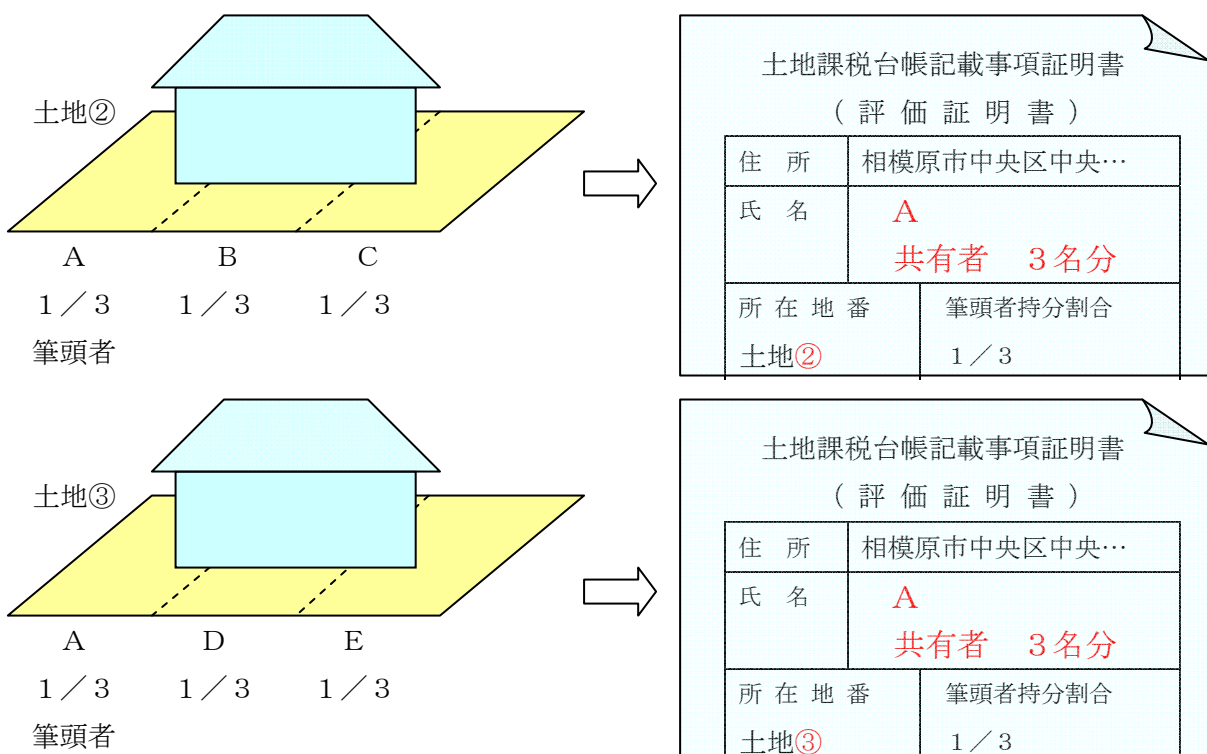
※共有者Bが証明書を申請した場合でも、筆頭者であるAの氏名が記載される。

2 共有構成者や持分割合が異なる場合は、証明発行手数料の件数は別件数となります。

例1：共有構成者が異なる場合

A、B、Cが土地②をそれぞれ1/3ずつ共有している場合と、

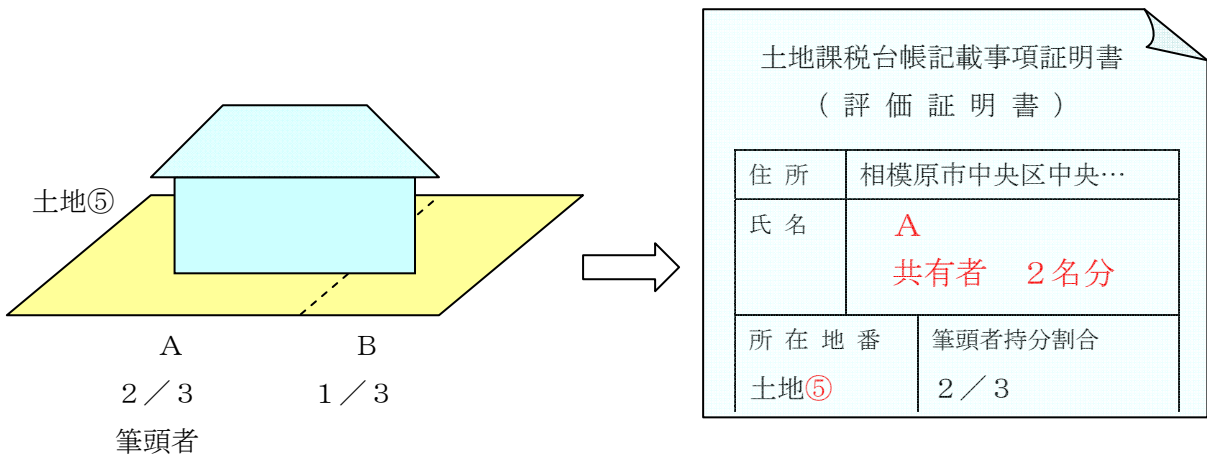
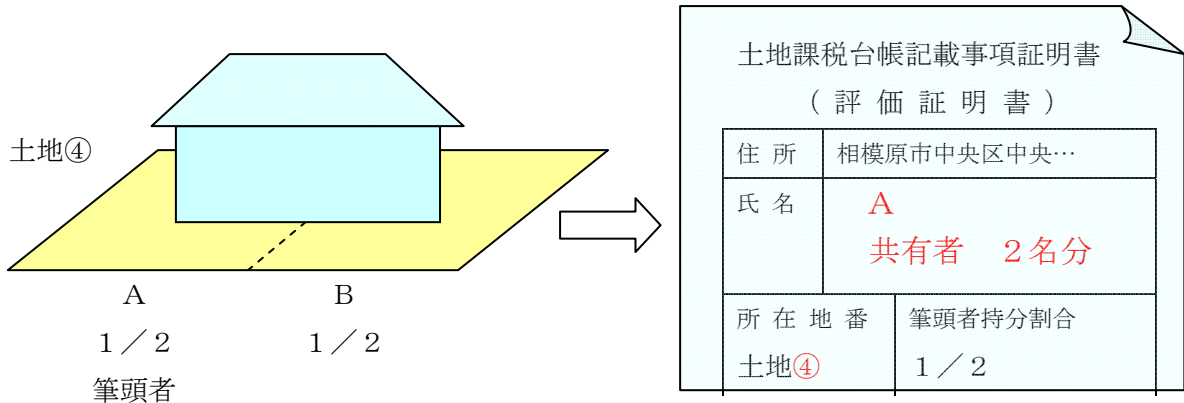
A、D、Eが土地③をそれぞれ1/3ずつ共有している場合では、Aの共有する土地②・土地③は別件数となり、手数料の件数は2件となります。



例2：持分割合が異なる場合

A、Bがそれぞれ1/2ずつ共有している土地④と、

Aが2/3、Bが1/3の持分で共有している土地⑤は別件数となり、手数料の件数は2件となります。(Bの場合も同様)



3 証明書に記載される評価額の数値について

証明書に記載される数値は、筆の全体額となりますので、共有名義の場合は持分割合より算出していただく必要があります。

土地課税台帳記載事項証明書 (評価証明書)	
住所	相模原市中央区中央…
氏名	A 共有者 2名分
価格	3,000,000 円
所在地番 土地⑥	筆頭者持分割合 2/3

土地⑥の価格(評価額)が記載されますので、共有名義の場合は、持分割合から算出します。

$$3,000,000 \times \frac{2}{3} = 2,000,000$$

(価格) (持分) (Aの持分価格)